

本件事故当時、山梨県において外国人観光客用の宿泊業を営んでいた申立人が、本件事故により宿泊客が減少したとして、営業損害の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

損害項目 外国人観光客に関し、本件事故の前に予約が既に入っていた場合であって、平成23年5月末日までに通常の解約率を上回る解約が行われたことにより発生した減収等（原子力損害賠償紛争審査会が策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」第7の3の指針Ⅱ）に示された考え方にに基づく損害）

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目についての和解金として、金6165万5068円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

第1項に掲げる損害項目については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年2月28日

（仲介委員長 渡部 晃、仲介委員 加藤 慎、同 高井章光）